

## Sカードローン（サットキャッシュ）取引規定 新旧対照表

改正後の規定は、2022年11月7日より適用いたします。

## 第12条（期限前の全額返済義務）

現行	改正後
<p>1. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合は、借主はこのローン口座にかかる貸越元利金全額について期限の利益を失い、直ちに貸越元利金全額を返済するものとします。</p> <p>① 借主が返済を遅延し、当行から書面等により督促しても、翌々月の約定返済日までに返済額相当額（損害金を含む）を返済しなかったとき</p> <p>② 貸越極度額を超える当座貸越が発生したまま、翌々月の約定返済日を経過したとき</p> <p>③ 保証会社から、保証委託申込時の悪意による虚偽申告など借主の責めに帰すべき事由により、保証の取消、解除した旨の申出があったとき</p> <p>2. 次の各場合には、借主は、当行からの請求によって、このローン口座にかかる貸越元利金全額について期限の利益を失い、直ちに貸越元利金全額を返済するものとします。</p> <p>① 借主が当行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき</p> <p>② 借主が当行との取引約定の一つでも違反したとき</p> <p><u>③ 借主が支払いを停止したとき。または、破産、民事再生手続開始の申立があったとき、あるいは申立予定であることを当行が知ったとき</u></p> <p>④ 借主が手形交換所の取引停止処分を受けたとき</p> <p>⑤ 借主の預金その他当行に対する債権について仮差押、保全差押、または差押の命令、通知が</p>	<p>1. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合は、借主はこのローン口座にかかる貸越元利金全額について期限の利益を失い、直ちに貸越元利金全額を返済するものとします。</p> <p>① 借主が返済を遅延し、当行から書面等により督促しても、翌々月の約定返済日までに返済額相当額（損害金を含む）を返済しなかったとき</p> <p>② 貸越極度額を超える当座貸越が発生したまま、翌々月の約定返済日を経過したとき</p> <p>③ 保証会社から、保証委託申込時の悪意による虚偽申告など借主の責めに帰すべき事由により、保証の取消、解除した旨の申出があったとき</p> <p><u>④ 借主が支払いを停止したとき。または、破産、民事再生手続開始の申立があったとき、あるいは申立予定であることを当行が知ったとき</u></p> <p>2. 次の各場合には、借主は、当行からの請求によって、このローン口座にかかる貸越元利金全額について期限の利益を失い、直ちに貸越元利金全額を返済するものとします。</p> <p>① 借主が当行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき</p> <p>② 借主が当行との取引約定の一つでも違反したとき</p> <p>③ 借主が手形交換所の取引停止処分を受けたとき</p> <p><u>④ 借主の預金その他当行に対する債権について仮差押、保全差押、または差押の命令、通知が</u></p>

発送されたとき

- ⑥ 借主が住所変更の届け出、勤務先変更の届け出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって、当行に借主の所在が不明になったとき
- ⑦ 借主が第 17 条第 1 項の規定に違反したとき
- ⑧ 保証会社から、この取引にかかる保証の中止または解約の申出があったとき
- ⑨ 借主が、前条第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは前条第 2 項各号のいずれかに該当する行為をし、または前条の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合
- ⑩ 前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど貸越元利金（損害金を含む）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき客観的に認められるとき

発送されたとき

- ⑤ 借主が住所変更の届け出、勤務先変更の届け出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって、当行に借主の所在が不明になったとき
- ⑥ 借主が第 17 条第 1 項の規定に違反したとき
- ⑦ 保証会社から、この取引にかかる保証の中止または解約の申出があったとき
- ⑧ 借主が、前条第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは前条第 2 項各号のいずれかに該当する行為をし、または前条の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合
- ⑨ 前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど貸越元利金（損害金を含む）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき客観的に認められるとき

以上